八千代市教育大綱

令和3年3月



はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年 4月1日に施行され、この法改正の結果、地方公共団体の長は、総合教育会議で協議の 上、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、 地域の実情に応じてその目標や施策の基本となる方針を定める大綱を定めることとされ ました。

本市の教育大綱につきましては、八千代市第4次総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」といいます。)における教育に関する部分が大綱に該当するとの考えから、教育大綱を別途定めるのではなく、後期基本計画をもって代えておりましたが、後期基本計画の終期が令和2年度であることから、総合教育会議において、令和3年度からの教育大綱について協議してまいりました。

総合教育会議での協議の結果,令和3年度からの教育大綱につきましては,これまでの考え方を引き継ぎ,本市の新たな総合計画である八千代市第5次総合計画前期基本計画における教育に関する部分として,第3部「部門別計画」の第2章「豊かな心と文化を育むまちづくり」の内容をもって本市の教育大綱とすることといたしました。

今後も,教育,学術及び文化の振興を図り,将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」の実現に向けた5つの柱の1つとして,「豊かな心と文化を育むまちづくり」を推進してまいります。

1 義務教育

基本方針

通学区域を見直し小中学校の規模の適正化を図るとともに,教育的及び全市的な観点から小中学校の適正配置を検討します。また,老朽化が進んだ学校施設等の改修等を進めます。

教育内容や相談・支援体制などを充実させるとともに、ESD*を推進し、子どもたちのよさや可能性を引き出し伸ばす教育、持続可能な社会の創り手を育てる教育に取り組みます。

体育・健康・食に関する指導・教育を充実させることで,心身の健康を保持・増進し,豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てます。

(1) 安心・安全な教育環境の整備

① 学校の適正配置

○ 地域における宅地等の開発状況及び児童生徒数の動向を把握しながら,通学区域の 見直しなどを慎重に検討し学校規模の適正化を図るとともに,教育的及び全市的な観 点から義務教育学校等の設立を検討し,小中一貫教育を推進します。

② 学校教育施設の改修・整備等

○ 老朽化が進む学校教育施設の長寿命化,改修,更新等を推進します。

③ 就学困難児童生徒の支援

○ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に必要な援助を行います。

(2) 教育内容の充実

① ESDの推進

○「誰一人取り残さない」という考えのもと、SDGsが掲げる17の目標を教育課程に取り 入れ、教科横断的な視点をもった教育を全小中学校において行います。また、サスティナ

^{**} ESD: Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育のこと。世界には環境,貧困,人権,平和,開発といった様々な問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え,身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと,そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動

ブル(持続可能)な社会の構築の視点から,児童生徒一人ひとりが現代社会における様々な問題を自らの問題として主体的に取り組める学校を目指します。

② 教職員の資質向上と学級経営の充実

- 教職員の資質向上を図るため,各種研修を充実します。
- ICT機器研修を実施し、教職員のICT機器の活用能力を高めます。
- 初若年教員に対しては,千葉県·千葉市教員等育成指標に対応した研修を充実することで授業づくり及び学級づくりの実践力を高めます。

③ 国際教育・外国語教育の充実

- 国際理解を重視し,グローバル社会に対応した国際教育と先進的な外国語教育を推進します。
- 本市独自のカリキュラムとして,小学校 I・2年生の学習において,外国語を学ぶ「言語活動科」を特設します。
- コミュニケーション能力の育成を図るため、小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、英語の基礎・基本や多文化について学ぶとともに、イマージョン教育※により体験的に言語の理解を深めます。

④ ICT活用の推進

- GIGAスクール構想*に基づき,児童生徒の情報活用能力を育成します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT機器を適切に活用した授業改善を進めます。
- ICTの活用による校務の効率化,教職員の事務負担軽減を図り,教員が児童生徒と 向き合う時間を確保し,教育の質の向上につなげます。
- ICTの活用により、休校等の緊急時でも児童生徒の学びを保障できる環境の整備を進めます。

[※] イマージョン教育:通常の教科を目標言語で教えることにより,学習者に実用的な外国語を習得させる教育プログラム

[※] GIGAスクール構想: GIGAは, Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒向けの | 人 | 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで,多様な子供たちを誰一人取り残すことなく,公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する国の構想

⑤ 豊かなこころの育成推進

- 道徳的価値についての理解を基に,自己を見つめ,物事を多面的・多角的に捉え,自 己の生き方についての考えを深める学習を通して,道徳的な判断力,心情,実践意欲と 態度を育成します。
- 自他を尊重し合い,いじめや差別を許さない人権教育を進めます。
- 集団宿泊活動や自然体験活動などを通じて,児童の豊かな情操及び社会性を育てます。

⑥ 郷土愛を育む教育の充実

○ 本市や千葉県の自然や歴史,文化,産業,ゆかりの人物に関する学習を通じて,郷土への誇りや愛着を深めます。また,過去から受け継がれてきた文化等を未来につなげ,より 良い郷土にしていこうという想いを育みます。

⑦ 生徒指導と教育相談の充実

- 学校と家庭・地域社会・関係機関との連携を深め、「積極的な生徒指導」を進めます。
- 〇「八千代市いじめ防止基本方針」に基づき,いじめの未然防止,早期発見,早期対応を 図り,いじめの根絶を目指します。
- 適応支援センターの効果的な運営により,不登校児童生徒の復帰を目指した支援·援助を行います。
- 日本語指導が必要な児童生徒の教育相談体制を充実させます。

(3) 特別支援教育の充実

① 個に応じた支援の充実

○ 自立と社会参加ができることを目標に個別の指導計画,個別の教育支援計画を作成 し,就学前から就学後まで切れ目なく支援します。

② 支援のための環境整備

- 特別支援学級及び通級指導教室を計画的に整備し,特別支援学級については,全て の小中学校に設置することを目指します。
- 特別支援教育支援員等を適切に配置します。

③ 交流及び共同学習の推進

○ 共生社会の実現を目指し,児童生徒が障害の有無にかかわらず互いに認め合い,共に成長し,自立していくことの大切さを学ぶ,「交流及び共同学習」を推進します。

(4) 体育・健康・安全に関する教育の充実

① 体育科教育の充実

- 授業内容の充実と地域スポーツとの連携により、体力の向上を図ります。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎を培い、一人ひとりの児童生徒がスポーツを「する人・観る人・支える(育てる)人」の視点を持ち、あらゆるスポーツ活動を通して、スポーツ 文化の精神を醸成します。また、適切な休養や、合理的でかつ効率的な指導を大切にした活動を推進します。
- オリンピック・パラリンピックを通してグローバルな視点でスポーツを捉えるとともに、スポーツと生活の関連を学ぶ機会とします。
- 障害の有無にかかわらず,全ての人々が,同じ社会に生きる人間として,互いを正しく理解し,共に助け合い,共にスポーツを楽しめる環境を目指します。

② 健康教育の充実

- 児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るため,自分の健康に関心を持ち,健康を 増進する意識を育てます。
- 薬物乱用防止,性に関する正しい知識の普及等を行う思春期保健,病気の予防などの健康課題に対する教育を充実させます。
- バランスの取れた食事及び食品ロスを減らす取組が,持続可能な社会づくりの大切な 視点であることについて,学校給食を通じて指導します。
- 学校給食センター西ハ千代調理場を拠点に児童生徒の食育の推進を図ります。
- 本市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき,児 童生徒が安心して学校生活を送れるよう食物アレルギーへの対応に努めます。

③ 安全教育の充実

○ 児童生徒が生涯にわたって安全な生活を送るための危険予知・回避の能力を育てる安全教育を推進します。

2 高校·大学教育

基本方針

高校·大学等との連携を深めるとともに,公開講座等による地域交流の拡大などを促進します。

大学が開催する公開講座に市民が参加しやすいように支援します。

(1) 大学等教育機関との連携

市内の小中学校,高等学校,大学,特別支援学校の教職員が,教育的課題について議論し,各校の実態を把握することで,有機的に連携します。

秀明大学等の教員を志望する学生を小学校の授業の支援者として受け入れ,教職体験の機会を設けます。

大学が有する質の高い教育資源を地域社会で活用できるよう,連携を強化し,大学の地域社会への開放を促します。

3 青少年健全育成

基本方針

地域社会の中で,自立した人間として必要な判断力,実行力及び豊かな感性を身につける ため,青少年の健やかな自己形成・社会参画を支援し,家庭,学校,関係機関等及び地域 住民との連携を図りながら,青少年健全育成施策を計画的に推進します。

(1) 青少年健全育成支援体制の整備

① 組織体制の充実

- 青少年問題協議会を中心に,家庭や学校·地域·関係機関などと連携を深めながら, 学校外活動を推進するなど指導·育成体制の充実を図ります。
- 青少年相談員や青少年指導員を委嘱し,健全育成活動に関わるボランティアの育成を 図ります。

② 地域力の強化

○ 指導者の養成に必要な知識,技術の研修を行うなど,地域の指導者育成や関係団体 の活動を支援します。

③ 青少年育成施設の充実

○ 子どもたちが自然の中で遊びながら学べる体験学習の場の提供を図ります。

(2) 青少年の自立支援体制の推進

① 地域社会活動への参加の促進

○ 青少年がボランティア活動などを通じて,社会のルールや自ら考え行動する力を身につけ,社会的に自立できるよう支援します。

② 非行防止対策・自立支援の推進

○ 青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭指導などの補導活動 を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係団体と連携をとりなが ら、多様な立ち直りの支援を推進します。

(3) 青少年による自主活動の推進

① 社会環境の健全化の推進

○ 青少年の健全な環境づくりのために講演会を開催するなど,地域の関係団体と連携し, <u>SNS**</u>などの適正な利用や有害図書対策,薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。

② 青少年による自主活動の推進

〇「八千代市子ども憲章」の目標を日頃の生活の中で実践し,また様々な交流活動を通じて,青少年の視野を広め,親睦·友好を深めるとともに,自主的な参加と活動を推進します。

^{**} Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと

4 生涯学習

基本方針

市民一人ひとりが必要な知識を得られるよう学習機会の充実を図り、誰もが学習の成果を活かすことができる仕組みを構築し、学びを通した交流と学習成果の地域還元を促進するとともに、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進します。

(1) 市民の学びの支援

- ① 市民のニーズに対応した学習機会の提供
 - 市民一人ひとりの必要な知識が得られるよう, 学習機会の充実に努めます。

(2) 学びを通した交流と成果の還元

- ① 学習成果を活用した交流の支援
 - 学習の成果が広く活かせる仕組みを構築するとともに, 学びを通した交流活動について 支援していきます。
- ② 団体活動の支援と学習成果の地域還元の促進
 - 活動機会拡充の支援や情報提供など,団体の活動の支援を図ることにより,学習成果 が地域に還元されるように取り組みます。
- ③ 人材の育成・確保・活用の体制整備
 - 地域で活動するリーダーやボランティアなどの人材育成を推進します。
 - ボランティアを中心とした人材の活用制度について十分な周知に努め,ボランティアを求める需要者と適切にコーディネート**する体制の整備を図ります。

(3) 市民の学びの環境整備

- ① 生涯学習関係施設の整備・充実
 - 生涯学習関係施設の機能や役割について見直しなどを行うとともに,市民のライフスタイルの多様化に合わせた利用方法等の改善に努め,利便性の向上を図ります。

[※] コーディネート:調整し全体をまとめること

② 情報提供の充実

- 市ホームページ, 生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」, 広報紙のほか, SNS 等を積極的に活用し, 情報提供の充実に努めます。
- 関係部署と連携し情報の共有化を図った上で,市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。

(4) 地域社会と連携し、共に歩む教育への支援

- ① 地域社会と連携した教育への支援
 - 地域社会が学校や家庭と連携・協働する「地域学校協働活動」を支援します。

5 市民文化

基本方針

市民の自主的な文化芸術活動を支援し,文化芸術団体やグループ及びその活動を支える人材の育成と,活動機会の提供に努めます。また,市民の活動の拠点となる文化芸術施設の活用・充実を図ります。

(1) 文化活動の推進

- ① 文化芸術団体,グループ等の育成及び支援
 - 地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに,優れた文化芸術を身近に 触れる機会を醸成するため,市内の文化芸術団体の育成と活動の支援を行います。
- ② 文化活動の機会の充実
 - 市民文化祭を始め,多彩な文化的行事を開催し,市民が優れた文化芸術を学び鑑賞 する機会の提供及び創作·発表する機会の充実を図ります。
- ③ 文化芸術に関する情報の発信とネットワーク化
 - 市内の各種団体及び文化施設の指定管理者との連携を図り,文化芸術に関する情報 を届けます。

(2) 文化芸術施設の活用・充実

- ① 文化芸術施設の管理・運営
 - 市民の多様な文化活動のニーズに対応するため,施設の活用・充実に努めます。
 - 文化芸術施設において,市の収蔵美術品の紹介や市民の美術作品発表の機会の提供を図ります。

6 文化財

基本方針

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識 を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

(1) 文化財の保護と活用

① 文化財調査の推進

○ 文化財の調査·研究に努め,重要なものを市の文化財に指定し,保護と活用を図ります。

② 文化財の保護

- 文化財を次代に継承していくため,文化財保護の普及·啓発に努めるとともに,維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財への認識を深めるため, 説明板の設置などにより文化財に関する関心や 理解の向上を図ります。

③ 伝統文化の継承

○ 社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について,映像や音声により記録を保存するとともに,途絶えてしまった伝統文化の復活に向けた資料の調査・研究に努め,その継承と後継者の育成を図ります。

(2) 文化資料の収集・保存・活用

① 保存・展示施設の充実

- 文化財の適切な保存・管理を図るとともに,一般公開や企画展の開催のため,保存・展示施設の充実を図ります。
- 伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため,郷土博物館,文化伝承館の有効活用と適切な維持管理を図ります。

② 資料の収集と活用

○ 収集した資料の活用のため、講座・常設展・企画展の充実を図ります。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

① 発掘調査体制の整備

○ 貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように,関係機関との連携を強化 し,遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。

② 整理事業の推進と活用

〇 出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに,資料を活用した学習機会の提供に 努めます。

③ 保管整理場所等の一元化

○ 整理事業の効率化を推進するため,整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

7 スポーツ・レクリエーション

基本方針

スポーツ施設の充実や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、スポーツクラブの育成を始め、様々な市民ニーズに応じたスポーツの普及など、スポーツ・レクリエーション活動を推進する体制づくりや環境づくりを進めます。

(1) スポーツ活動の推進

① ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

- 市民の多様なニーズを捉え、スポーツを始めるきっかけ作りに努めることで、スポーツを行う機会の充実に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで様々な人を対象としたイベントや教室を実施します。
- 障害のある人もない人も一緒にできるスポーツ活動や大会の普及に努め, 障害者スポーツの理解・啓発を推進します。

② スポーツ大会等の開催

- 幅広い層の市民が参加できる,市民体育大会や市民レクリエーション大会,スポーツイベント等の開催を推進します。
- 市内外の選手が参加することでスポーツの地域交流や国際交流を図るとともに,広く本 市の魅力を発信できる大会やイベントを開催します。
- 様々な大会やイベントにおいてスポーツボランティアの周知に努め,市民が気軽に活躍で きる場の提供に努めます。

③ 競技力の向上

- 競技力の向上や競技スポーツ人口の裾野の拡大を目指し,市民体育大会の開催や県 民体育大会に参加する選手の育成・支援に努めます。
- 多くの市民が身近な場所でトップレベルの競技や試合を観戦する機会の提供に努めます。
- 全国大会に出場する選手を支援する補助制度の充実に努めます。

(2) スポーツ環境の整備

① スポーツ指導者の育成

- スポーツ指導者の資質向上や育成に向けて,指導者向け講習会を開催します。
- 国・県が開催するスポーツ指導者研修会等の情報提供に努めます。

② スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実

- 地域住民が主体的にスポーツを行えるよう,スポーツ推進委員の活動を支援します。
- 多様化する市民ニーズに応じた派遣指導ができるよう, 県等が主催する講習会への積極的な参加を促すなど, スポーツ推進委員の資質向上を図ります。
- スポーツ推進委員の活用等について周知に努め,誰もが気軽にスポーツを楽しむことが できる機会を提供します。

③ 関係団体との連携

- 市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ推進 委員を始めとした関係団体との連携を図るとともに、スポーツ及びレクリエーション活動の 普及に努めます。
- 行政関係部署と連携を図ることで、スムーズな市民サービスの提供と向上に努めます。

④ 総合型地域スポーツクラブの活動支援

- 地域のスポーツ活動を活性化させるため,総合型地域スポーツクラブ*の活動を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの認知度を高め,加入者の増加や新たなクラブの設立支援 につなげます。

⑤ スポーツ情報の収集と提供

○ 広報やちよや市ホームページ等を通して,教室や大会等の情報提供に努めます。

(3) スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の管理・運営

- スポーツ施設の予約方法などの改善や,設備・備品の管理などを行い,市民の誰もが 利用しやすいスポーツ施設の運営を推進するとともに,質の高いサービスを利用者に提 供することで,利用満足度の向上や利用者の増加に努めます。
- 老朽化した施設を安心·安全に利用するため,計画的に施設の改修を進めます。

^{*} 総合型地域スポーツクラブ: あらゆる年齢層の人が,個々の志向・レベルに合わせて様々なスポーツ活動に参加できる,地域密着型のスポーツクラブ

○ 公園,広場,未利用地などを活用し,地域において市民が気軽に利用できるスポーツ活動の場の確保に努めます。

② 学校体育施設の活用

- 市民のスポーツ活動の場として,学校体育施設を有効に活用します。
- 利用者の利便性を向上するため,利用方法の改善に努めるほか,利用団体との連携・ 調整を図ります。

令和3年3月 八千代市 担当 八千代市 企画部 企画経営課 住所 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5